

リース会計における使用権モデル導入の 背景に関する一考察

山 崎 尚

1. はじめに

本稿では、Myers（1962）によりすでに具体的な形をもって提唱されていた使用権モデルが、なぜ現在になってリース会計に導入されたのかを探るべく、基準改訂作業に大きな影響を及ぼしたと考えられる2つの文献を頼りにその背景を考察している。

2016年に国際会計基準審議会（IASB）および米国財務会計基準審議会（FASB）から相次いで公表されたリース取引に関する会計基準（IFRS16号（IASB 2016）およびFASB-ASC Topic 842（FASB 2016））（以下、まとめて「新基準」という）では、借手の会計処理が大幅に見直された。新基準では、借手の会計処理に使用権モデルが採用され、すべてのリース取引¹について解約不能期間にわたるリース料総額²の割引現在価値で使用権資産およびリース負債を認識することが求められている。使用権モデルとは、リース取引において借手は「リース期間にわたりリース物件を使用する権利」を得るとともに、その使用に対して「リース料を支払う義務」を負うことになると捉え、その権利および義務がそれぞれ資産および負債の定義を満たすとして、借手に対してそれらのオンバランス処理³を求める

会計処理モデルを指す。従来基準であるSFAS13号（FASB 1976b）およびIAS17号（IASB 2003）では、リース取引をキャピタル・リース⁴とオペレーティング・リースのいずれかに分類し、リース物件の所有に伴うリスクと便益のほとんどすべてが移転するとされる（つまり、リース物件を取得したのも同然とみなされる）キャピタル・リースのみにオンバランス処理が求められていたのに対して、新基準では従来基準のもとで賃貸借処理されていたオペレーティング・リースも含むすべてのリース取引にオンバランス処理が求められることになった。

新基準で採用された使用権モデルの考え方は、半世紀以上も前に公表されたMyers（1962）により具体的な内容を伴って提唱されていた。しかし、その後、1974年から76年にかけて行われたSFAS13号の作成過程では、使用権モデルが会計処理方法の1つの候補として検討されたものの棄却されている。その結果、SFAS13号では先に述べた会計処理方法が採用されることになった。SFAS13号の会計処理方法は、1982年に公表された改訂前のIAS17号（IASB 1982）でも採用され、長年にわたりリース取引の会計処理を形作ることになった。これらの従来基準に関しては、借手がキャピタル・リースの

- 1 ただし、IFRS16号では短期リース（リース期間が12ヶ月以内のリース）およびリース物件が少額であるリースについて、またFASB-ASC Topic 842では短期リースについてそれぞれ賃貸借処理を適用することが認められている。
- 2 新基準では、リース契約に更新オプションが付与されており、その行使が合理的に確実である場合には、オプション期間を含めた期間にわたるリース料総額で、また解約オプションが付与されており、その行使が合理的に確実である場合には、オプション期間を除いた期間にわたるリース料総額でそれぞれ当初測定を行うことが求められている。
- 3 「オンバランス処理」とは、資産および負債を認識し、貸借対照表（バランスシート）に表示する会計処理を意味している。同様の会計処理は、「資本化処理」または「資産化処理」という言葉で表現される場合もあるが、「資本化処理」または「資産化処理」はある支出を費用として処理するか資産として処理するかという議論の文脈で用いられることが多く、またリース取引の場合には資産だけではなく負債の認識も含まれることから、本稿では「オンバランス処理」という言葉を用いている。
- 4 SFAS13号における「キャピタル・リース」に相当する取引は、IAS17号では「ファイナンス・リース」と呼ばれている。本稿では、特に両者を区別せず、「キャピタル・リース」と呼ぶことにする。

場合に求められるオンバランス処理を嫌がり、本来キャピタル・リースに分類すべきリース契約についてその内容を仕組むことでオペレーティング・リースに分類し、オンバランス処理を回避するといった行動（借手の基準回避行動）を誘発しているとされ、その有効性に疑問を呈する文献や見直しの必要性を主張する文献がSFAS13号の公表直後から数多く公表されていた。その後、使用権モデルは1996年から99年にかけて行われたG4+1による基準改訂作業で新たな会計処理方法として提案され、2006年から16年にかけて行われたIASBおよびFASBによるリース会計基準の改訂を目的とした共同プロジェクトによりリース会計基準に導入されることになった。

このような経緯を踏まえると、使用権モデルをめぐっては幾度となく基準化される機会があったにもかかわらず、なぜ現在になって基準化に至ったのかという疑問が生まれる。新基準では、基準の改訂が必要な理由として、(a) オペレーティング・リースに関する情報の透明性の欠如、(b) 2つの全く異なる会計処理が適用されることによる比較可能性の欠如と取引を仕組む機会の提供という従来基準の問題点⁵が挙げられている（IFRS16号, para. BC3）。しかし、これらの理由はG4+1の活動が開始されるかなり前から指摘されていたことであり、なぜこれらの理由が現在になってことさらに重視されるようになったのかは必ずしも明らかではない。

そこで本稿では、まずMyers（1962）において使用権モデルがどのように提唱されたのか、またSFAS13号の作成過程において使用権モデルがなぜ棄却されたのかを確認し、G4+1および共同プロジェクトの活動にそれぞれ大きな影響を及ぼしたと考えられる文献としてAIMR（1993）ならびにSEC（2005）を取り上げ、リース会計における使用権モデル導入の背景を探ることとする。

2. Myers（1962）による使用権モデルの提唱

新基準で採用された使用権モデルの考え方は、すでに今から半世紀以上も前の1962年にMyers（1962）によって具体的な内容を伴って提唱されていた。当時、リース取引の会計処理を定めていたARB38号（AIA 1949）では、契約の内容に照らして最終的に所有権が借手に移転すると考えられるリース取引⁶のみにオンバランス処理が求められていた。また、リース会計をめぐる当時の研究も借入による資産の取得との比較を通じて同種のリース取引のオンバランス処理を主張するものばかりであった⁷。そのような状況のなかで、Myers（1962）ではすべての解約不能なリース取引において借手には資産の定義を満たす財産権がもたらされ、それと同時に借手は負債の定義を満たすリース料支払義務を負うことになるとしてオンバランス処理が必要であるとの考えが示されている。以下では、Myers（1962）がどのように使用権モデルを提唱しているのかを確認する。

Myers（1962）は、米国公認会計士協会（AICPA）から会計研究叢書（ASR）4号として公表されたものであり、「財務諸表におけるリースの報告」という題が付されている。Myers（1962）では、まず借手企業への投資家（つまり、借手の財務諸表利用者）の情報ニーズが検討され、株主以外の財務諸表利用者の第一の関心は、借手企業の支払能力の評価にあり、その評価にはリース料に含まれる利息やリースに伴う負債の金額、リースによって調達されている資産の金額などが必要であるとされている（Myers 1962, 16-18）。また、それらの情報を財務諸表本体と注記のどちらで開示すべきかが検討され、「注記の役割は、財務諸表そのものを補完（完成）するということよりむしろ、財務諸表にすでに表示されている項目を補記する（すなわち、その項

5 そのほかにも、(c) 貸手が抱えるリース取引に伴うエクスポージャーに関する情報を十分に提供していない点が挙げられている。なお、新基準では貸手の会計処理の大幅な見直しは見送られている。

6 そのような取引に該当する取引例として、次の場合が挙げられている（AIA 1949, para. 6）。

- 割安購入選択権が存在する場合
- リース料をリース物件の取得のための割賦金の一部に充てることができる場合
- リース料が市場のリース料と著しく異なり、リース料がリース物件の使用に対する支払いではなく、購入契約のもとでの割賦金の支払いであると想定される場合

7 当時のリース取引に関する会計研究については、嶺（1986）で詳しく扱われている。

目について精密な詳細を与える) ことである。(中略) したがって、リースが財産権を生ぜしめる限りにおいて、かかる権利とそれにたいする負債は測定され、貸借対照表に組み入れられるべきである」(Myers 1962, 4) との考えが示されている。そのうえで、いかなるリース取引にオンバランス処理が必要なのかについて、いくつかのリース契約に関するシナリオを用いて検討されている。そこでは、最初に誰も借手による財産権の取得を疑わない現金一括払いの割安購入選択権付きのリース契約を例に検討が始められ、その後、条件を1つ1つ外していき、最後にはリース物件の見積耐用年数のわずかな部分についてしか行われないリース契約を例にして、最初のシナリオと同じように財産権の取得とそれに対応する支払義務の発生が生じているとの主張がなされている。そして、「結論としては、契約したリース料の現在価値が、財産の利用権の取得を意味する限り、貸借対照表上の資産および負債のなかに配置さるべきである」(Myers 1962, 38) として、すべての解約不能なリース取引のオンバランス処理が主張されている。

さらに、Myers (1962) では、当時権威のある会計理論に関する文献を用いて、解約不能なリース取引のオンバランス処理が会計理論からも逸脱しないことが主張されている。まず、Moonitz (1961) において会計の機能が「(1) 特定の企業によって保有されている資源を測定すること、(2) これらの特定実態に対する請求権および持分権を反映させること、(3) これらの資源、請求権および持分権の変動を測定すること、(4) 特定の期間にその変動を割り当てること、(5) 上記の諸事項を、一般的表現としての貨幣数値で表現することである」(Moonitz 1961 (訳書), 58) とされていることに触れ、財産の使用権とリース料支払義務が資源と反対給付に該当するのであれば、その開示が必要であるとされている。

そのうえで、Moonitz (1961) が「資源」としているものは一般会計用語における「資産」であるとしたうえで、Kohler (1957) の資産の定義を引用し、資産が法的所有権に限定されておらず、ある種の権利にも認められていることが指摘されている。さらに、次に示すCanning (1929) の資産に関する記述を引用し、そこで示されている「未取用

役」がリース取引により借手にもたらされる財産の使用権であること、そしてリース物件が貸手から借手に引き渡された段階で貸手の義務は完済していることから、財産の使用権が資産の定義を満たすとされている (Myers 1962, 40)。

資産とは特定の人または人の集団により法的または持分的に保証されている有利な権利についての貨幣的な将来の用役であったり、換金可能な将来の用役である (部分的に完済されない両当事者の契約から生ずる用役は除外する)。このような用役は、効力がある人または人の集団にとってのみ資産である。(Canning 1929, 22)

一方、リース料支払義務に関しては、Moonitz (1961) が「反対給付」としているものは一般会計用語における「負債」であるとしたうえで、次に示すCanning (1929) の負債の定義を引用し、資産の場合と同様、リース物件が貸手から借手に引き渡された段階で貸手の義務は完済しており、(維持や税金などの) 貸手からの未授与の用役を除けば、借手は相殺することのできない価値ある用役の引き渡しを行わなければならないことから、リース料支払義務は負債の定義を満たすとされている (Myers 1962, 41)。

…負債は貨幣価値ある用役である。それは所有者が法的 (または持分的) 義務の存在に基づき相手 (または人の集団) に与えるべきものであり、相手から所有者に支払われるべきものに等しいかまたは大きい貨幣価値の特別用役にたいし全額の無条件に同意相殺はないものである。(Canning 1929, 55)

このように、Myers (1962) は、リース取引がリース物件の取得に類似するものであろうとなかろうと、解約不能なリース取引において借手には財産の使用権とリース料支払義務がもたらされること、その財産の使用権とリース料支払義務は当時の権威ある会計理論に基づけば資産および負債の定義を満たしていること、そして貸手から借手にリース物件が引き渡された段階でリース契約は未履行契約ではなくなることを指摘し、解約不能なリース取引のオンバランス処理の正当性を主張している。そのほかにもMyers (1962) では、割引現在価値の計算に

必要なリース料の算定方法および割引率や、資産と負債の償却方法、償却額の損益計算書における表示など、提案内容が基準化される場合に検討しなければならない論点についても詳細な検討が行われている⁸。

以上のように、Myers（1962）では使用権モデルという言葉こそ用いられていないものの、新基準で採用された使用権モデルの論理的骨格はもちろん、具体的な会計処理も提案されていたのである。

3. SFAS13号における使用権モデルの棄却

Myers（1962）により提唱された使用権モデルは、その後、1974年から76年にかけて行われたFASBによる新たなリース会計基準の作成過程において、借手の会計処理方法の1つの候補とされた。しかし、周知のとおり、最終基準として公表されたSFAS13号では、使用権モデルは採用されず、所有に伴う便益とリスクのほとんどすべてが移転されるか否かに基づきリース取引を分類し、それらが移転されるキャピタル・リースのみにオンバランス処理が求められ、それ以外のオペレーティング・リースについては賃貸借処理が求められることになった。以下では、SFAS13号の作成過程において使用権モデルがどのように扱われ、なぜ棄却されたのかを確認する。SFAS13号の作成過程では、1974年7月に討議資料（FASB 1974）が、1975年8月に公開草案（FASB 1975）が、1976年7月に改訂公開草案（FASB 1976a）が公表されている。

新たなリース会計基準の作成に先立ち、関係者からの意見聴取を目的に公表された討議資料では、リース会計をめぐる論点の整理が行われている。討議資料では、借手がオンバランス処理を適用すべきリース取引の範囲を扱った箇所（借手の会計処理に関する基本論点1～3）において、実質的に割賦購入であるリースのオンバランス処理の是非に加え、それ以外の「通常のリース（ordinary leases）」と

呼ばれる取引のオンバランス処理が検討されている。そのなかで、使用権モデルの考え方にに基づき、通常のリースをオンバランス処理する方法が1つの候補として提案されている。討議資料では、通常のリースの会計処理について「おそらくリースの資本化について最も議論を呼ぶ論点」（FASB 1974, para. 39）であろうと指摘し、通常のリースのオンバランス処理をめぐる賛否両論を紹介し、読者に意見を寄せるよう呼びかけがなされている。

その後に公表された公開草案では、討議資料に寄せられた意見とパブリック・ヒアリングの結果を受けて作成された基準案が示されている。公開草案では、SFAS13号で採用された会計処理とほぼ同じ内容が提案されている⁹。公開草案では、キャピタル・リースのみにオンバランス処理を求める基準案の根底には2つの見解が存在するとされている。そのうちの1つ目の見解については次のように述べられている。

リースの重要な特徴は、契約におけるいくつかの制約の範囲内で、貸手から借手にリース物件の占有および使用の支配を移転することである。その移転の結果として、借手はリース物件の使用から得られるはずの潜在的な用役に表される資源を取得する。借手は毎期の支払いを通じてその資産に対する支払いに同意する。財務諸表は、事業で用いられている資源を資産として、またそれに対する支払いの協定を負債として報告すべきである。（中略）リースはどちらの当事者も履行しない、つまり財産またはサービスが移転されていない一部のテイク・オー・ペイ契約やその他の未履行契約とは異なる（FASB 1975, para. 50）。

このように、公開草案では、リース取引では借手に資産に相当する資源と負債に相当する支払義務がもたらされており、リース取引は他の未履行契約とは異質なものであると指摘されている。しかし、次に示す2つ目の見解ではオペレーティング・リースが

8 実務に導入できるほどに詳細であることは、Myers（1962）の「会計調査部長序文」で当時の部長であったMoonitz氏も認めている（Myers 1962, xii）。

9 しかし、公開草案では賃貸借処理が求められるオペレーティング・リースであっても当初の解約不能なリース期間または残りの解約不能なリース期間が1年以上の取引については、その最低リース料の現在価値を角括弧内の表示（parenthetical disclosure）により、貸借対照表の借方および貸方で明らかにしなければならないとされ、オンバランス処理が適用された場合と同様の金額を貸借対照表で表示することが提案されている（FASB 1975, para. 11）。なお、この規定はその後公表された改訂公開草案において棄却されている。

「実質的に未履行契約」であり、それゆえにオンバランス処理は必要ないとの見方が示されている。

財産の所有から生ずる便益とリスクのすべてを実質的に移転するリースは、借手によって有形資産の取得として、貸手によって売却または融資として会計処理されるべきである。そのほかのすべてのリースは、実質的に未履行契約であり、オペレーティング・リースという名前で他の未履行契約と一致するように会計処理されるべきである（FASB 1975, para. 52）。

すべての解約不能なリースは財産から生ずる便益とリスクの一部をもたらすことは認識されている。しかしながら、当事者に与える経済的な効果が割賦購入の場合のそれに極めて近いのは、便益とリスクのすべてまたは十分に大きな割合を移転するリースにおいてのみである。その経済的な効果が、それ単独で、一部のリースを借手によってキャピタル・リースとして、貸手によってセールス・タイプ・リースまたは直接金融リースとして分類することを正当化するものである（FASB 1975, para. 53）。

以上のように、公開草案ではリース取引は他の未履行契約とは異なるとみなされているものの、オペレーティング・リースに関してはその経済的実質が未履行契約と変わらないことから、他の未履行契約と同じようにオンバランス処理すべきでないとの見解が示されている。

このようなオペレーティング・リースに関する記述は、その後公表された改訂公開草案およびSFAS13号では削除されている。SFAS13号では、所有に伴う便益とリスクのすべてを実質的に移転するリースは、多くの面において割賦購入の場合と類似しており、その経済的効果を会計情報に反映するためにはオンバランス処理が必要であると説明されるのみで、オペレーティング・リースにオンバランス処理を適用しない論拠は明記されていない

い（SFAS13号, para. 60）。また、一部の審議会メンバーからMyers（1962）により提唱された使用権モデルに対する支持が表明された事実と、そうではあるが当時の会計実務を改善することおよびオンバランス処理が適用される範囲がそれまでのリース会計基準に比べて拡大されることから¹⁰、キャピタル・リースのみにオンバランス処理を求めるSFAS13号の内容に同意した旨が、以下のとおり明記されている。

基準書の結論を支持する審議会の一部のメンバーは、所有に伴うリスクと便益のすべてを実質的に移転するか否かにかかわらず、リースはリース物件の占有および使用の権利を特定の期間にわたり移転する点において、借手の財務諸表に反映されるべき資産の取得と負債の発生を借手に生じさせるとの見解を持っている。とはいえ彼らは、(i) リース会計に現在横たわる概念的な基礎の導入に関するガイドラインを明確化かつ改善する点、および(ii) リースの本質の認識を拡大する点で前進を表すとして当基準書に同意している（SFAS13号, para. 63）。

以上のように、SFAS13号の作成過程では、オペレーティング・リースを未履行契約と同一視する見方が強く、未履行契約から生ずる権利と義務は認識しないという会計慣行に従って、オペレーティング・リースのオンバランス処理が見送られていた（使用権モデルが棄却されていた）。

4. G4+1による使用権モデルの提案とその背景

4.1 G4+1の活動

その後、1996年から99年にかけて行われたG4+1によるリース会計基準改訂の試みでは、使用権モデルに基づいた新たな会計基準の提案がなされている¹¹。G4+1の一連の活動からは、1996年7月に

10 SFAS13号の公表までリース取引に関する会計処理を定めていたAPB意見書5号（AICPA 1964）では、契約の実質が資産の取得であるとされる取引に対してオンバランス処理が求められていたものの、借手企業によってオンバランス処理が行われることは稀であり、ほとんど機能していなかったとされている。

11 G4+1は、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドの各国の基準設定主体と国際会計基準委員会（IASB）のメンバーによって構成されたワーキング・グループである。G4+1の目的に関する覚書（1999年3月改訂）によれば、G4+1は、「資本市場参加者への有用な情報の提供を第一の目的として、高品質な財務報告基準を提供することを目的とする」組織であり、概念フレームワークに根差した単一で高品質な財務報告基準の提供を目指す組織であるとされている。

特別報告書「リース会計：新たなアプローチ―借手によるリース契約から生じる資産および負債の認識」(McGregor 1996) (以下、SR) が、1999年12月には特別報告書「リース：新たなアプローチの適用」(Nailor and Lennard 2000)¹²が公表されている。このうちSRでは、SFAS13号などの当時のリース会計基準の問題点が分析され、「貸借対照表がリース契約から生ずるものも含め、企業の資産および負債を忠実に表現すべきであるというのなら、リース会計に関する新たなアプローチを検討することが賢明である」(SR, 13) との考えが示されている。そのうえで、SRでは当時のIASCの概念フレームワーク (IASC 1989) で示されている資産および負債の定義ならびに認識基準に照らして、リース取引から生ずる権利および義務の認識の是非が検討され、解約不能なリース取引のオンバランス処理の必要性が主張されている。その後公表されたNailor and Lennard (2000) では、新たなアプローチの概念的な基礎の提案に留まっていたSRの提案内容がさらに検討され、貸手の会計処理も含む基準案 (ポジション・ペーパー) (以下、PP) が示されている。ただ、このPPはただちに会計基準の改訂をもたらすわけではなく、G4+1を構成する各組織の検討資料として扱われることが期待されたものであったことに加え、G4+1が2001年4月のIASBの発足を受けて解散したこともあり、そのまま基準化されることはなかった。

基準化には至らなかったものの、各国の基準設定主体とIASCで構成されるG4+1が使用権モデルに基づく新たなリース会計基準を提案したことは、SFAS13号の公表後から大幅に見直されることがなかったリース会計にとっては重要な意味を持つ。G4+1はなぜこのような提案をするに至ったのであろうか。SRの「第1章 導入」の提案内容の概要を説明する記述のなかに次のような文章がある。

本報告書で提案されているアプローチと一致するリース会計基準の見直しは、アメリカの証券アナリストの代表機関である投資管理・調査協会 (AIMR) によって

1993年12月に公表された基準案「1990年代とその後の財務報告」において提唱されている。(中略) AIMRは、規定を単純にすること、および、1年以上の期間を有するすべての未履行契約をその現在価値で認識することを提唱する。(SR, 4-5)

ここでは、G4+1により提唱される新たなリース会計は、AIMRから公表された基準案で提唱されているものであり、それと考え方を一にしている旨が明記されており、G4+1の活動およびその提案内容にはこのAIMRから公表された基準案が影響を与えたものと考えられる。以下では、この文献を取り上げ、AIMRがこのような提唱を行うに至った背景を考察する。

4.2 AIMR (1993) における未履行契約のオンバランス化の提唱

AIMR (1993) は、投資管理・調査協会 (AIMR) から公表された「1990年代とその後の財務報告」という題が付された報告書である。AIMRは、米国における証券アナリストやポートフォリオ・マネージャー、投資専門家らによる職業専門家の団体であり、のちにCFA協会 (CFA Institute: CFAI) へと改組改称された団体である¹³。AIMR (1993) では、昨今の経済環境の変化のうち、財務分析と証券アナリストに影響を及ぼす3つの主要な現象として、(1) 資本市場の国際化、ならびに、(2) 電子計算技術の発展、(3) 経済における金融機関およびその他のサービス機関の役割の増大が挙げられている。そのうえで、そのような状況に対して財務報告を内容や様式、頻度などの面でどのように変化させていくべきなのかについて検討が行われ、あるべき財務報告に関する提案がなされている。

AIMR (1993) では、上述の状況認識に対してそれぞれ次のような考えが示されている (AIMR 1993 (訳書), 2-4)。まず、(1) 資本市場の国際化に関しては、国境を越えた資本の流れが生じたことで投資機会を比較するための情報ニーズが高まっていることから、IASCおよび証券監督者国際機構

12 Nailor and Lennard (2000) は、1999年12月にまとめたG4+1の特別報告書の内容をFASBが刊行したものであり、出版までに時間を要したことから文献の年数は2000年となっている。

13 AIMRは、CFA (公認証券アナリスト) の養成や教育、倫理規定の作成、広報を主たる活動としており、FASBなど基準設定主体に対する意見発信も行う組織である。

(IOSCO)の活動により会計基準の国際的なコンバージェンスが進むことを期待するとされている。また、(2)電子計算技術の発展に関しては、これまでにないデータ・ベースに対するニーズが高まっていることから、電子媒体による情報開示の拡充と完全かつ比較可能なデータの開示を望むとされている。最後に、(3)経済における金融機関およびその他のサービス機関の役割の増大に関しては、今日の経済活動は現行の会計モデルが前提としているような製造業および商業を中心としたものから、さまざまな種類の業種によって構成されており、特に金融資産の演じる役割が大きくなっているとの状況認識を示したうえで、現行の会計モデルは基本的には健全であるとしながらも、その有用性を高めるために施すべき改善策が多々あるとの指摘がなされている。AIMR(1993)では、このうち主として(3)に関する問題提起と改善策の提案がなされている。

その主たるものは以下の2つである。その1つが「時価会計(Mark-to-Market Accounting)」の導入に関する問題提起と改善策の提案である。AIMR(1993)は、証券アナリストの間でも時価会計の導入範囲をめぐる意見が分かれていることや、ほとんどの証券アナリストは時価会計への差し迫った変更を望んでいないとしながらも、時価会計の導入に対して含みを持たせている。特に、市場性のある資本性金融商品について時価で報告されるべきであるとの考えは証券アナリストの間で一致しているとされている。また、損益計算書での「包括利益」の開示もあわせて提案されている。AIMR(1993)では、「損益は株主との取引から生じるものを除いて、企業の富の変動をすべて含むものである」(AIMR 1993(訳書), 97)べきとの考えが採られており、時価会計の導入に伴い生ずる評価差額を企業の業績として報告すべきとの考えが示されている。

もう1つは、無形資産の会計処理に関する問題提起と改善策の提案である¹⁴。その問題提起をまとめると、以下のとおりである(AIMR 1993(訳書), 45-47; 70-71)。米国やカナダなどの先進諸国では、経済活動においてサービス業が付加価値の多

くを生み出している。そういったサービス業では有形資産、設備、在庫品などが経済的資源に占める割合は、規模においても重要性においても低下しており、むしろ無形資産が重要になっている。それにもかかわらず、現行の会計モデルのもとでは、そのような膨大な経済的資源(無形資産)が例外的(独立企業間の交換取引により取得された場合と、キャピタル・リースの場合のみ)にしか認められていない。その結果、サービス業では無形資産が認識されないことに加え、有形資産がほとんどないために、株主資本がわずかであるかマイナスになる企業が存在する。

そのうえで、AIMR(1993)では契約上、制度上および非公式の取決めなどから生ずる権利を含むさまざまな種類の無形資産の認識・測定が検討されている。その検討結果をまとめると、以下のとおりである(AIMR 1993(訳書), 71-80)。将来のキャッシュフローを予測するのに資する情報であることから無形資産の積極的な認識を検討したが、そこには評価をめぐる問題が伴う。無形資産の現在価値を推定することには困難が伴い、また自己創設部分を含んでしまう可能性がある。かといって原価によって評価すれば、今度はその情報の有用性に疑問が残る。AIMR(1993)ではこのような検討結果を踏まえ、契約の存在によりその評価が比較的容易にできるリース契約を含む未履行契約(当初の契約期間が1年を超えるもの)についてオンバランス化すべきとの提案がなされている(AIMR 1993(訳書), 76; 80)。この提案では、オペレーティング・リースを含むリース契約から生ずる権利および義務の認識はもちろんのこと、たとえばテレビ番組の制作会社がテレビ局との間で結んだ契約により生ずる対価を受け取る権利と番組制作義務の認識や、経営者や重要な従業員との雇用契約から生ずる権利と義務の認識なども想定されている(AIMR 1993(訳書), 76-77)。AIMR(1993)では、リース契約を含む未履行契約のオンバランス化により、リースをめぐるさまざまな会計上の問題¹⁵が解決できるほか、そのほかの未履行契約から生ずる受取勘定と支払勘定が現

14 以下で取り上げる未履行契約のオンバランス化という提案のほかにも、有償取得されたのれんについてその金額の有用性に対する疑問や企業間の比較可能性の観点から取得日に全額償却し、包括利益に表示したうえで株主持分からの控除項目として表示すべきとの提案などがなされている(AIMR 1993(訳書), 6; 76)。

在価値により認識されれば、財務報告が飛躍的に改善されるであろうとされている¹⁵（AIMR 1993（訳書）、76; 80）。

以上のように、AIMR（1993）では経済の主役が商業・製造業から金融業・サービス業に代わっているという状況認識のもとで、企業活動における無形資産の重要性とそれに対する投資家（証券アナリスト）の情報ニーズが高まっているにもかかわらず、現行の会計モデルが資産および負債の認識を彼らが十分と考える水準まで行っていないこと（また資産および負債を取得原価で評価し続けること）を批判したうえで、リース契約を含む未履行契約のオンバランス化が主張されている。伝統的な会計思考とは異なる、企業の経営実態を貸借対照表における資産および負債の認識・測定に重点をおいて明らかにしようとする新たな会計思考の必要性が主張されている。

その後、AIMRの後身であるCFA協会は、2007年7月に「包括的ビジネス報告モデル：投資家のための財務報告」という報告書（CFAI 2007）を公表している。CFAI（2007）では、AIMR（1993）の考えが踏襲され、さらに一步踏み込んだ提案がなされている。CFAI（2007）はG4+1の活動後に公表されたものであるため、その活動に影響を与えたわけではないが、AIMR（1993）が想定していた新たな会計思考を端的に表していると思われることから、本稿ではその概要を説明する。

CFAI（2007）が示した12の基礎概念¹⁷に基づく財務報告モデルは、概して次のようなものである。

世界経済における金融およびサービス産業の台頭により、製造業および商業を主たる対象とするような現行の会計モデルには欠陥が生まれ始めている。その欠陥とは、企業が有する重要な権利および義務を資産および負債として認識し損なっている点と、認識されている資産および負債を取得原価で評価している点である。それらの情報が投資家の情報ニーズを満たしていないことから、現行の会計モデルに代わる新たな財務報告モデルが必要である。そこでは、投資家にとって最も有用と考えられる公正価値を提供する。企業に生じた権利および義務をもれなく、そして早期に資産および負債として認識し、それを公正価値により測定する。決算時には公正価値により再測定し、その測定差額を企業の業績とみなす。公正価値を導入するために、現行の会計モデルにおいて測定段階で重視されている信頼性に代え、レリバンスを最重視する。提供する情報には、経営者の意図の反映や、閾値による情報の排除、過度で恣意的な集計や相殺が生じないようにする。

また、CFAI（2007）では、リース会計に関しては次のような問題提起がなされている。資産および負債の認識が求められないオペレーティング・リースを含む「オフ・バランスシートの金融活動は、企業の収益および費用、キャッシュフロー、リスクエクスポージャーに影響を与えるし、他者に対する資産の移転や負債を生み出すことになり、それゆえに株主の富に直接影響する」（CFAI 2007, 7）。それにもかかわらず、現行の「GAAPは常に十分に完全な資産および債務の主要財務諸表における認識を求め

15 AIMR（1993）には、リースの会計処理について「われわれは、リース契約の分類が伴う場合の多くの陰謀をみてきた。また、われわれは、かかる陰謀を阻止するために設定されたきわめて詳細な会計の定義、手続および規則の膨大な量に圧倒されるばかりである」（AIMR 1993（訳書）、76）との記述がある。

16 AIMR（1993）では、そのほかにも経営者の短期主義につながりかねないとして批判されがちな四半期報告に対する支持のほか、セグメント情報の拡充（四半期ごとの情報開示やマネジメントアプローチの採用など）、キャッシュフロー計算書の改善（直接法による作成など）、基準設定プロセスの改善（企業の所有者でもあり、財務報告の作成コストの出し手でもある財務諸表利用者のニーズを重視すべきなど）が提案されている。AIMR（1993）では、これらの点も含めて、報告書の最後で「重要事項に関する立場の要約と将来の活動に対する指針」として以下の点を列挙している（AIMR 1993（訳書）、129-137）。

1. 開示基準を含む、国際的に認められる会計原則確立へ向けての努力
2. 企業の中で財務情報を位置づける
3. 財務報告書における現在価値の役割について引き続き考える
4. すべての未履行契約の認識
5. 包括利益を報告するための基準の設定
6. 頻度が高くかつ詳細な財務報告書の提供
7. 利用者の見地から費用便益分析を検討する

17 CFAI（2007）の提案内容については、辻山（2012; 2013）でその詳細が扱われている。

てはいないし、特定の偶発事象および未履行契約のような一部項目について認識および開示を回避することを認めている」(CFAI 2007, 6) 点で問題がある。そのうえで、CFAI (2007) では、新たな会計モデルに関する具体的な提案のなかで、オペレーティング・リースを含むすべてのリース取引についてオンバランス化することと、貸手から借手にリース物件が引き渡された時点ではなく、より早期である契約を締結した時点でオンバランス化することが提案されている¹⁸。

以上のように、CFAI (2007) では時価(公正価値)会計の導入にその主張の重きが置かれているように見受けられるが、AIMR (1993) と同様、企業が保有する権利と義務を積極的に認識し、企業の実態を明らかにすべきであるとの考えが示され、その1つとしてオペレーティング・リースを含むすべてのリースから生ずる権利および義務をリース料総額の割引現在価値により認識し、貸借対照表で明らかにすることの必要性が主張されている。

4.3 AIMR (1993) とG4+1の提案内容との関係

AIMR (1993) で展開された企業の保有する権利および義務を積極的に認識すべきであるとする考えと、それを達成するためにはたとえ未履行契約であったとしてもオンバランス化すべきであるという強い信念は、G4+1の活動と提案内容に影響を及ぼしたに違いない。それは、借手の基本的な会計処理として、すべての解約不能なリース取引に対してオンバランス処理を求める使用権モデルが採用された点はもちろんのこと、「この会計処理の目的は、リース期間の当初においてリース契約によりもたらされる権利と義務の公正価値を計上することである」(PP, para. 3C) といった記述にみられる。ま

た、「更新オプションまたは購入オプションが重要な価値を有する場合(かつ、その価値が十分な信頼性をもって算定できる場合)、当該オプションは解約不能なリース期間にわたるリース物件の使用権とは別個に扱い、最低リース料の一定の割合は当該オプションの取得に関係しているものとみなす」(PP, para. 4D) とし、リース契約から生ずる権利を金融商品の会計処理で用いられる構成要素アプローチに基づき必要に応じて細かく分類して扱うことが求められている点からもみて取ることができる。ただ、PPではAIMR (1993) とは異なり、「借手にリース物件が移転した時点あるいはリース物件が利用可能になった時点で、未履行ではなくなることからリース契約は未履行契約からは区別される」(PP, para. 2A) とされており、リース契約を未履行契約とはみなさない見解が採られていることは指摘しておかなければならないだろう¹⁹。しかし、いずれにしてもオペレーティング・リースを未履行契約と同一視し、そのオンバランス処理の必要性を否定していたSFAS13号の公表当時とは異なる新たな会計思考の台頭²⁰が、G4+1による使用権モデルの提案の背景にあったものと思われる。

5. 共同プロジェクトによる使用権モデルの基準化とその背景

5.1 共同プロジェクトの活動

G4+1によるPPの公表から約6年半が経過した2006年7月、IASBおよびFASBによるリース会計基準の見直しを目的とした共同プロジェクトが発足した。共同プロジェクトからは、2009年3月に討議資料「リース：予備の見解」(IASB 2009) (以下、DP) が公表されている。その後、2010年8月には、公開草案「リース」(IASB 2010) (以

18 しかし、新たな会計モデルの具体的な提案では、実務への導入のしやすさを考慮して、リース取引に関して当初認識された資産および負債をその後に公正価値により事後測定し、その評価差額を業績としてみなすような提案はなされなかった。

19 また、それに伴い権利および義務の認識時点は、貸手から借手にリース物件が引き渡されたリース取引の開始日とされており、CFAI (2007) の提案(契約締結日における認識)とは異なるものとなっている。

20 AIMR (1993) で示された未履行契約から生ずる権利および義務を積極的に認識すべきという提案は、その後、IASBおよびFASBと共同で進められた収益認識をめぐるプロジェクトにおいても一時検討されている。同プロジェクトから2008年に公表されたディスカッション・ペーパー「顧客との契約における収益に関する予備の見解」(IASB 2008) では、顧客との契約から生ずる「契約による資産」と「履行義務」との差額から生ずる「契約資産」または「契約負債」をオンバランス化することが提案されている。収益認識プロジェクトで責任者を務めた人物は、AIMR (1993) の起草に関わっている。

下、2010ED) が公表されたほか、2013年5月には再公開草案「リース」(IASB 2013) (以下、2013ED) が公表されている。一連の活動は、最終的に2016年に公表された新基準により終了している。先に述べたとおり、新基準では借手の会計処理として使用権モデルが採用されているほか、共同プロジェクトではDPから一貫して使用権モデルに基づいた会計処理の提案がなされている。

共同プロジェクトから最初に公表されたDPの「第1章 背景」の基準改訂の必要性に関する記述のなかに次のような文章がある。

米国証券取引委員会 (SEC) は、現行のリース会計基準が不十分であることを2005年6月の報告書(「オフバランス契約、特別目的事業体及び発行会社によるファイリングの透明性に関する2002年サーベンス・オクスリー法のセクション401(c)に基づく報告及び提言」)で認めており、FASBがリース基準を再検討するプロジェクトを(可能であればIASBとの共同プロジェクトとして)始めるべきであると提言している(DP, para. 1.15)。

そこでは、米国証券取引委員会 (SEC) が現行のリース会計基準が不十分であるとしたうえで、そのリース会計基準の見直しをIASBと共同で行うべきだとFASBに対して提言したことが引用されており、共同プロジェクトの発足およびその提案内容にこのSECの提言が影響を及ぼしたものと考えられる。以下では、この文献を取り上げ、SECがこのような提唱を行うに至った背景を考察する。

5.2 SEC (2005) におけるオフ・バランスシート目的の契約の阻止に向けた提言

SEC (2005) は、2001年から2002年にかけて生じた米国における大企業による一連の会計スキャンダルを背景に2002年に成立したサーベンス・オクスリー法(以下、SOX法)に基づき公表されたスタッフレポートである。一連の会計スキャンダルでも最も規模の大きかったエンロン事件では、会計的なスキームが利用され、数百億ドル規模の負債の認識が回避されていた。そこでは、金融資産に生じた損失を隠すために当時の連結会計基準で連結範囲から除くことができるように仕組まれた特別目的会社(以下、SPE)が用いられたり、また融資により

調達した資金を事業活動により稼いだ資金のようにみせるために、資金を融資する銀行との間にSPEをかませることでそれぞれを独立した取引として処理することが行われていたりしたとされている(SEC 2005, 15-19)。このような背景から、SOX法はその401条(c)項においてSPEを含むオフ・バランスシート目的の契約の範囲、および、現在の財務諸表がそのオフ・バランスシート目的の契約の経済実態を透明性をもって反映しているか否かの2つの点について調査し、レポートを提出するようSECに求めていた。その要求に応えたのがSEC (2005)である。

SEC (2005) では、オフ・バランスシート目的の契約の範囲について、比較的広いアプローチが採用され、他企業の株主資本に対する投資、ならびに、金融資産の移転(関与を継続している場合)、特定の退職契約、リース、偶発債務および保証、デリバティブ、その他の契約上の義務が含まれるとされている(SEC 2005, 1)。また、それらの契約の財務諸表への反映状況については、いくつかの領域(特にSPEの連結範囲)についてはSOX法の成立後に重要な進展がみられているが、改善の余地が残されているとの結論が下されている(SEC 2005, 1)。そのうえで、SEC (2005) では、上記の個別論点に対する改善策と会計全体に通ずる改善策の2つについて提言がなされている。

そのうち、会計全体に通ずる改善策として次の提言が示されている。これらはFASBなどの基準設定主体だけではなく、財務報告に関与するすべての関係者に対するものであるとされている(SEC 2005, 3)。

1. 経済的理由よりも会計的関心または報告的関心に動機づけられた取引および取引の仕組み(transaction structures)を阻止する
2. 会計基準の複雑さを減少させる効果を持つ目的指向(objectives-oriented)の基準の使用を拡大する
3. 基本財務諸表を補う開示の整合性およびレリバンスを改善する
4. 財務報告に焦点を当てたコミュニケーションを改善する

1. の提言に関しては、1976年のSFAS13号の公表後にみられた借手による基準回避行動を例に、特定の会計的結果を生み出すために会計基準の規定を悪用して取引を仕組む行為が存在することが指摘されている。また、そのような行為が金融市場の完成（completion）によって容易になっており、会計基準の規定をいくら改訂しても結局はそれを掻い潜る方法が編み出されるという状況が続いているとされている（SEC 2005, 23）。さらに、会計基準の規定を悪用する者がいることを問題視しつつも、このような行為を可能にしている要因として一般に「細則主義（rules-based）」と評される米国の基準開発アプローチがあると指摘されている（SEC 2005, 20）。

このような分析から、「細則主義」ではなく「目的指向」の基準開発を進めるべきであるとの2. の提言がなされている。「目的指向」の基準開発とは、SEC（2005）に先立ち公表されたSEC（2003）において示された基準開発アプローチである。SEC（2003）はSEC（2005）と同様、SOX法によりSECにその提出が求められたスタッフレポートであり、米国における「原則主義（principles-based）」による基準開発の適用可能性を調査したものである。そのなかで、SEC（2003）は「目的指向」の基準開発を提言している。SEC（2003）では、目的指向の会計基準とは次のような特徴を有するものとされている。

- 改善され、首尾一貫して適用される概念フレームワークに基づいている
- 基準の会計目的を明記している
- 常に基準が実行および適用できるように十分な詳細規定と構造を提供する
- 基準の例外を最小限にする
- 金融エンジニアに基準の意図を避けつつ技術的なコンプライアンスを達成することを許す数値規準である「ブライト・ライン」の使用を避ける（SEC 2003, Executive Summary）

「目的指向」の基準では、常に基準が実務において適用できるように十分な詳細規定と構造を提供する点で「原則のみに基づく（principles-only-based）」基準とは異なる。他方で、概念フレームワークに依拠する点や、例外およびブライト・ラインを極力用いない点では「原則主義」と共通しており、「細則主義」のもとでみられるような基準の意図を避けつつ技術的なコンプライアンスを達成し、特定の会計的結果を生み出すような行為を阻止する狙いがある（SEC 2003, Executive Summary）。さらに、会計基準内にその会計基準の目的を明記することで、財務諸表作成者に責任を持たせるとともに、利用者が会計基準の理解にかかるコストの軽減を図る狙いがある。

SEC（2005）では、オフ・バランスシート目的の契約の1つとして挙げられたリース取引については、次のような分析と提言がなされている（SEC 2005, 62-63; 105-107）。キャピタル・リースにはオンバランス処理が求められるのに対して、オペレーティング・リースにはオンバランス処理が求められないという現行のリース会計基準（SFAS13号）の「all or nothing」の性質が、似た取引を全く異なるように扱う可能性を生み出しているほか、その分類にブライト・ラインが用いられることで取引を仕組む機会を与えてしまっている点が問題視されている。そのうえで、リース契約の幅広い連続性を反映できるようなアプローチを採用すべきであるとの考えが示され、G4+1が提案したアプローチに対する支持が示されている。新たな基準開発に関しては、リース契約のさまざまな特約に対して概念的に一貫した形でアプローチを開発することは重要ではないとして、シンプルである必要はないとの考えが示されている。また、IASBと共同で基準開発を行うことが推奨されている。さらに、財務諸表作成者がオペレーティング・リースのオフ・バランスシート効果を魅力的に感じていることやその取引規模²¹の大きさから強い反対が予想され、相当な時間を要するであろうとの見方も示されている。

以上のように、SEC（2005）ではエンロン事件

21 SEC（2005）では、実際に財務諸表を公表している200社の財務諸表のデータを用いて、オフ・バランスシートとなっているオペレーティング・リースの規模を調査している。その調査では、割引前の将来CFの総額で推定1.25兆ドルにも及ぶとされ、その規模は現在オンバランスされているキャピタル・リースの金額（割引前ベース）の25倍超にもなるとされている（SEC2005, 64-65）。

をきっかけに制定されたSOX法の要請を受け、オフ・バランスシート目的の契約に関する調査と提言が行われている。SEC（2005）では、会計基準の抜け穴を掻い潜るように行われるオフ・バランスシート目的の契約を阻止するために、例外や数値規準などを極力なくし、会計基準の目的を明記する「目的指向」の基準開発アプローチを進めていくべきであるとの考えが示され、リース会計に関しては例外や数値規準を極力用いず、すべてのリース取引にオンバランス処理（特に負債の認識）を求める新たなアプローチの採用が提言されている。

5.3 SEC（2005）の提言と共同プロジェクトの提案内容との関係

SEC（2005）の提言は、共同プロジェクトから公表された基準案、そのなかでも特に初期に公表されたDPおよび2010EDに色濃く反映されているように見える。DPおよび2010EDでは、ブライト・ラインによるリースの分類を必要としない使用権モデルが採用されたことはもちろんのこと、一部の取引についてオンバランス処理を免除する例外規定が一切盛り込まれなかった²²。さらに、負債の定義を満たさないのではないかの懸念が寄せられるなかでも、従来基準のもとで借手による基準回避行動の手段で用いられることが多かった期間オプションや変動リース料、残価保証などの特約にかかるリース料を、当初測定額に積極的に反映しようとする提案がなされていた。たとえば、更新オプションを伴うリース契約については、取引期間に関する起こり得る複数のシナリオを想定し、それぞれのシナリオの発生確率を見積り、「発生する可能性が発生しない可能性を上回る最長の起こり得る期間」（つまり、発生可能性が50パーセント超となる最長の期間）をリース期間と定義し、そのリース期間にわたるリース料総額の割引現在価値により当初測定を行うことが求められている。これは、更新オプションの行使の可能性が「合理的に確実」である場合にのみオプション期間をリース期間に含める従来基準や

新基準が採用している処理に比べて、借手がより多くのリース料に基づき当初測定を行う可能性が高いことを意味する。また、変動リース料についても、2010EDでは合理的な数の起こり得るシナリオのもとで期待値を見積り、それをもってリース負債の当初測定に含める提案がなされている。このように、DPおよび2010EDにおける特約に関する会計処理については、その会計処理が負債の定義に照らして正しいか否かという点よりも、とにかく借手による基準回避行動を阻止したいという規制当局の強い思いが反映された提案内容になっていた。

6. おわりに

本稿では、Myers（1962）によりすでに具体的な形をもって提唱されていた使用権モデルが、現在になって基準化された背景を探るべく、SFAS13号の作成過程において使用権モデルが棄却された理由を確認するとともに、使用権モデルによる基準改訂を試みたG4+1の活動および使用権モデルを基準化したIASBとFASBの共同プロジェクトのそれぞれのきっかけになった2つの文献を頼りに使用権モデル導入の背景を考察した。

SFAS13号の作成過程では、リース取引からは資産および負債に相当する財産権と支払義務が借手にもたらされるという見方が採られる一方で、オペレーティング・リースについては経済的実態が未履行契約であることから、未履行契約と同じように会計処理されるべきである、つまりオンバランス化すべきではないとされ、使用権モデルが棄却されていた。その後、G4+1が新たなリース会計基準として使用権モデルに基づく会計処理を提案したが、その活動にはAIMR（1993）の提言が影響を及ぼしたと考えられた。AIMR（1993）では、経済の主役が商業・製造業から金融業・サービス業に代わっているとの状況認識のもと、伝統的な会計モデルのもとでは未認識となっている企業が保有するさまざまな権利および義務を投資家の情報ニーズの観点から積極

22 それに対して、2013EDおよび新基準のうちFASB-ASC Topic 842では2つの事後測定（費用認識）を適用するためにリースの分類が盛り込まれているほか、2013EDおよび新基準では一部のリース取引についてオンバランス処理を免除する規定が盛り込まれている。費用認識をめぐってリース分類が導入された理由については、山崎（2018）を参照されたい。

的に認識すべきとの新たな会計思考が示され、リース契約を含む未履行契約のオンバランス化が提唱されていた。オペレーティング・リースを未履行契約と同一視し、そのオンバランス処理の必要性を否定していたSFAS13号の公表当時とは異なる新たな会計思考の台頭が、G4+1による使用権モデルの提案の背景にあったものと考えられた。

また、使用権モデルの基準化をもたらした共同プロジェクトの活動には、SEC（2005）の提言が影響を及ぼしたと考えられた。SEC（2005）では、エンロン事件などをきっかけに世間から厳しい目が向けられるようになったオフ・バランスシート目的の契約を阻止するために、基準回避行動の温床となり得る例外や数値規準を極力減らした基準開発を進めるよう規制当局として提言がなされていた。リース会計についても、ブライト・ラインを用いたリースの分類と「all or nothing」の性格を持つ従来基準の会計処理を改め、すべてのリースを例外なくオンバランス化する（特に負債を認識する）会計基準の作成が提言されていた。そのことが使用権モデルの基準化の背景にあったものと考えられた。まとめると、リース会計における使用権モデル導入の背景には、企業の保有する権利および義務を積極的に認識すべきとする新たな会計思考の台頭と、エンロン事件をきっかけに強まったオフ・バランスシート目的の契約に対する規制の強化があったものと考えられる。

本稿では、G4+1および共同プロジェクトのそれぞれ活動の最初に公表されたSRおよびDPに記載されていた文献のみを頼りに、リース会計における使用権モデルの導入の背景を推察したにすぎない。おそらく使用権モデルの導入の背景には、リース取引自体がSFAS13号の公表後に大きく変化した可能性など、それ以外の要因が存在することが考えられる。また、本稿ではリース取引が未履行契約であるか否かという点については中立的な立場をとっていた。これらの分析については別稿で扱いたい。

参考文献

- American Institute of Accountants (AIA). 1949. Accounting Research Bulletin No. 38, *Disclosure of Long-Term Leases in Financial Statements of Lessees*.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA). 1964. Accounting Principle Board Opinion No. 5, *Reporting of Leases in Financial Statements of Lessees*.
- Association for Investment Management and Research (AIMR). 1993. *Financial Reporting in the 1990s and Beyond*. (八田進二・橋本尚訳. 2001. 『21世紀の財務報告』白桃書房)
- Canning, J. B. 1929. *The Economics of Accountancy*. CFA Institute. 2007. *A Comprehensive Business Reporting Model Financial Reporting for Investors*. CFAI.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1974. Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Accounting for Leases*.
- FASB. 1975. Exposure Draft, *Accounting for Leases*.
- FASB. 1976a. Exposure Draft (Revised), *Accounting for Leases*.
- FASB. 1976b. Statement of Financial Accounting Standard No.13, *Accounting for Leases*. (日本公認会計士協会国際委員会訳. 1985. 『米国FASB財務会計基準書 リース会計・セグメント会計他』同文館出版.)
- FASB. 2016. FASB Accounting Standards Update 2016-02, *Leases (Topic 842)*.
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1982. International Accounting Standard 17, *Accounting for Leases*.
- IASC. 1989. *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2003. International Accounting Standard 17 *Accounting for Leases (Revised in 2003)*.
- IASB. 2008. Discussion Paper, *Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*.
- IASB. 2009. Discussion Paper, *Leases: Preliminary*

- Views.
- IASB. 2010. Exposure Draft, *Leases*.
- IASB. 2013. Re-Exposure Draft, *Lease*.
- IASB. 2016. International Financial Reporting Standard 16, *Leases*.
- Kohler, E. H. 1957. *A Dictionary for Accountants (Second Edition)*.
- McGregor, W., ed. 1996. Financial Accounting Series, Special Report: *Accounting for Leases: A New Approach —Recognition by Lessees of Assets and Liabilities Arising under Lease Contracts—*. FASB.
- Moonitz, M. 1961. Accounting Research Study No. 1, *The Basic Postulates of Accounting*. AICPA. (佐藤孝一・新井清光訳. 1962. 『アメリカ公認会計士協会・会計公準と会計原則』中央経済社.)
- Myers, J. H. 1962. Accounting Research Study No. 4, *Reporting of Leases in Financial Statements*. AICPA. (古藤三郎訳. 1973. 『アメリカ公認会計士協会リース会計』同文館出版.)
- Nailor, H. and A. Lennard. 2000. G4+1 Position Paper, *Leases: Implementation of a New Approach*. FASB.
- Securities and Exchange Commission (SEC). 2003. *Study Pursuant to Section 108 (d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*.
- SEC. 2005. *Report and Recommendations Pursuant to Section 401 (C) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on Arrangements with Off-Balance Sheet Implications, Special Purpose Entities, and Transparency of Filings by Issuers*. Available at <https://www.sec.gov/news/studies/soxoffbalancerpt.pdf>
- 茅根 聡. 1998. 「SECスタッフレポートにおけるリースのオフバランス問題」『リース』34 (12) : 2-9. リース事業協会.
- 辻山栄子. 2012. 「包括的ビジネス報告モデルの批判的検討」『早稲田商学』(431) : 243-268.
- 辻山栄子. 2013. 「現代会計のアポリア」『早稲田商学』(434) : 163-194.
- 嶺 輝子. 1986. 『アメリカリース会計論』多賀出版.
- 山崎 尚. 2018. 「FASB ASC Topic 842 「リース」におけるデュアルアプローチ導入の背景」『産業経理』77 (4) : 86-95.